

出雲エコナビ

発行：出雲市省エネルギービジョン推進協議会（環境政策課内） ☎ 21-6987 / FAX 21-6597

政府は、今夏の省エネルギー・節電対策について、数値目標を設けない節電を国民に要請することを決定しました。そこで、今回は、夏の節電のポイントを紹介いたします。

◆省エネルギー協力要請期間
6月1日～9月30日

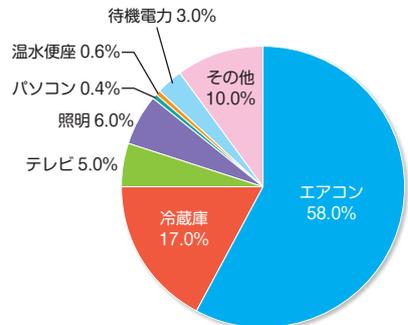
◆節電要請期間・時間
7月1日～9月30日の平日
(8月13日～15日を除く)
9時～20時

夏の節電はエアコン・冷蔵庫がポイント

下のグラフは、「家電別在宅世帯の夏の昼間電力使用量」を示したものです。その電力使用量は、エアコンと冷蔵庫の2つの家電だけで7割を超え、節電による効果が大きい期待できることが分かります。下表にこれらの2つの家電の節電メニューを紹介いたしますので、節電の取組の参考にしましょう。節電は、無理せず継続して取り組むことが大切です。知恵と工夫で、自分なりの節電メニューを探してみましょう。

節電メニュー		年間節約額
●エアコン（6畳用エアコン1台あたり）		
1	室温は28℃を目安に。（設定温度を27℃から28℃にした場合）	約670円
2	冷房は必要なときだけつける。（1日1時間短縮した場合） ※頻繁なオンオフは電力の増加になる場合があるため注意が必要です。	約410円
3	フィルターを月に1回か2回清掃。	約700円
●冷蔵庫		
1	ものを詰め込みすぎない。（詰め込むものを半分にした場合）	約960円
2	無駄な開閉はしない。（開閉を半分にした場合）	約230円
3	開けている時間を短く。	約130円
4	設定温度は適切に。（強から中にした場合）	約1360円
5	壁から適切な間隔で設置。	約990円

出典：（財）省エネルギーセンター「家庭の省エネ大辞典（2012年版）」



家電別在宅世帯の夏の昼間電力使用量

出展：資源エネルギー庁



上の節電メニューのほかにも、エアコンであれば、扇風機を併用したり、カーテンやすだれなどで日差しをカットすることで、室温28℃でも快適に過ごすことができるよ。

「みんなのちからでレッツエコロジー!!」を合言葉に、『環境のまち出雲』をみんなですくっていきましょう。

出雲市省エネルギービジョン推進協議会では、市の環境に関する情報をわかりやすく発信するため、「ホームページ」「出雲エコナビ」を開設しました。ここでは、環境に関するお得な支援制度や、地域での環境保全活動などの情報を紹介しています。

「みんなのちからでレッツエコロジー!!」を合言葉に、『環境のまち出雲』をみんなですくっていきましょう。

「出雲エコナビ」を開設しました



貸出を行う電力測定器

※貸出には申し込みと使用後の報告が必要です。詳しくは、協議会までおたずねください。

節電をするうえで、普段使っている電化製品の待機電力や電気料金を知ることが大切です。そんなときに役立つのが、「電力測定器」です。

測定したい電化製品のプラグにつないで、コンセントに挿し込むだけで、使用した電力量や電気料金などを簡単に確認することができます。

古い家電と新しい家電との電力消費量の比較など、ぜひ、ご利用ください。

電力測定器を貸出しています

県外在住の方にお知らせください!!

定住支援情報

田舎暮らし体験プログラム 参加者募集

県外から出雲市への定住を考えている方に田舎暮らしを体験してもらいます。
地元で用意した空き家などに宿泊しながら、地域体験や地元住民との交流、空き家見学などを行います。

鵜鷺! 元気がでる海べ暮らし体験



- とき 7月20日(土)~22日(月)
- ところ 大社町鵜鷺
- 宿泊場所 空き家
- 募集人員 12名(先着順)
- 参加料 1人8,000円
(小学生2,000円、小学生未満無料)
- 申込期限 7月5日(金)まで

須佐の縁 農山村暮らし体験



- とき 8月3日(土)~4日(日)
- ところ 佐田町須佐
- 宿泊場所 体験宿泊施設「一縁荘」
- 募集人員 3家族
- 参加料 1人5,000円
(小学生2,000円、小学生未満無料)
- 申込期間 7月3日(水)~19日(金)

■参加資格:田舎暮らしに関心のある県外在住者。

■集合場所:市役所またはJR出雲市駅(集合場所までの交通費は自己負担)

※体験プログラムの詳細は、実行委員会事務局(定住支援センター)におたずねください。

出雲市出身者会 会員募集

関東・近畿圏域及び広島県には、出雲市出身の方で組織された出身者会があり、会員相互の親睦を図りながらさまざまな活動を行っています。

ふるさとを離れた地で生活をしている方に、ぜひ出身者会への参加をお勧めください。

※現在、活動中の出雲市出身者会および、各出身者会の連絡先は、出雲市定住支援センターへおたずねください。

定住支援センターの住宅支援

いずも空き家バンク

市のホームページで市内の空き家・空き地情報を提供しています。

定住支援 「住宅建築・リフォーム助成事業」

5年以上の県外在住者が、出雲市へ定住目的で住宅を建築、購入、リフォームする場合に、助成金を交付します。

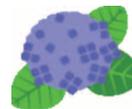
おたずね/  定住支援センター ☎21-6629 FAX 21-6599

電子メール teijyu@city.izumo.shimane.jp

ホームページ <http://www.teijyu-izumo.jp>



携帯サイト



会員募集

いずもファミリーサポートセンター

人と人をつなぎ、子どもに笑顔を



みさきちゃん(左)を幼稚園に送るサポートをする内山さん

このサポートを始めて2年になります。ひまわり、雲、落ち葉、水たまりの氷...その季節ならではのちょっとした楽しみを見つけて、元気に登園するみさきちゃん。いろいろ教えてもらって私も気づくことがいっぱいです。私にとっても楽しく癒される朝のひとつです。

おたずね・登録は

いずもファミリーサポートセンター

- 本部** ☎ 30-1261(駅北町)
9:00~17:30(休み:土・日・祝日・アトネスいずも休業日)6月から定休日を変更しました。火曜→開所、土曜→開所
- 平田支部** ☎ 63-4466(平田町)
8:30~17:00(休み:土・日・祝日)
- 斐川支部** ☎ 73-7375(斐川町上庄原)
8:30~17:00(休み:土・日・祝日)

- ◆**援助内容の例**
- ◆学校、児童クラブ、幼稚園、保育園、塾などへの送り迎え
- ◆会員宅での一時的な預かりなど
- ※利用料は子ども一人につき30分あたり300円または400円(支援内容、時間帯により異なります)
- ◆**どっちも会員** / 支援をお願いしたり、支援をしたり、両方したい人
- ◆**まかせて会員** / 子どもが好きで子育てのお手伝いをしたい人
- ◆**おねがい会員** / 小学6年生までの子どもの子育ての手助けをお願いしたい人

会員になるには

市内にお住まい、またはお勤めの方なら誰でも会員になります。

「子育ての手助けをしてほしい人」と「子育てのお手伝いをしたい人」が会員となり、ファミリーサポートセンターが橋渡しをして、会員同士で子育てを支え合う有償ボランティア組織です。

ファミリーサポートセンターとは

保育士等のスタッフが常駐し、センターを訪れる親子同士の交流のお手伝いをしたり、子育てについての相談を受けたりする施設です。各施設とも居心地の良い雰囲気づくりを心がけていますので、初めての方も、ぜひ、お気軽にお越しください。

子育て支援センターとは

子育て支援センター

遊びに来ませんか



子どもも保護者もリフレッシュできる場所です。
(ひかわ子育て支援センターの様子)

施設名	所在地	電話	施設名	所在地	電話
いずも子育て支援センター	塩治町641-9	21-5772	たいしゃ子育て支援センター	大社町杵築南1397-2 (大社健康福祉センター内)	53-2666
ひらた子育て支援センター	平田町 2112-1	63-3990	ひかわ子育て支援センター	斐川町上庄原 1760-1 (まめなが一番館内)	73-7375
さだ子育て支援センター	佐田町須佐 1146 (須佐保育所内)	84-0125	中央保育所「れもん組」	今市町 828-2	21-0597
たき子育て支援センター	多伎町小田 50-5 (たき保育園内)	86-2711	駅ナカ赤ちゃんルーム	駅北町 10-3 (アトネスいずも内)	21-1496
こりょう子育て支援センター	湖陵町二部1751-4 (ハマナス保育園内)	43-2621	さんぴーの広場	中野美保南2-15 (さんぴーの出雲内)	24-9872

応援します いきいきライフ

①免除制度について

ご存知ですか？免除制度

平成25年度の国民年金保険料は **月額15,040円** です。
ただし、保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除される制度（注：所得要件あり）があります。

保険料を未納のままにしておくと、将来年金が受けられなくなることがありますので、納付困難な場合にはご相談ください。

(1) 免除制度……経済的な理由などで保険料を納めるのが困難な人が対象です。

本人・配偶者・世帯主それぞれの前年の所得が下記の計算式で計算した金額以下である場合、申請することにより、保険料の納付が全額免除または一部納付（一部免除）となります。

		保険料(月額)
$(\text{扶養親族等の数} + 1) \times 35\text{万円} + 22\text{万円}$	⇒ 全額免除	0円
$78\text{万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$	⇒ 4分の3免除 4分の1納付	3,760円
$118\text{万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$	⇒ 半額免除 半額納付	7,520円
$158\text{万円} + \text{扶養親族等控除額} + \text{社会保険料控除額等}$	⇒ 4分の1免除 4分の3納付	11,280円

※免除が認められても、全額免除以外の人は減額された保険料の納付が必要です。
納め忘れると未納扱いになりますのでご注意ください。

(2) 若年者納付猶予制度……所得の低い30歳未満の人が対象です。

30歳未満の方で本人と配偶者それぞれの前年の所得が下記の計算式で計算した金額以下である場合、申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

$$(\text{扶養親族等} + 1) \times 35\text{万円} + 22\text{万円} \Rightarrow \text{納付猶予}$$

「未納」と「免除・猶予」の違いは？

	老齢基礎年金を受取る時	追納期間 (後から納付できる期間)
全額免除	受給資格期間に参入され、年金額は2分の1で計算されます。 注(1)	10年以内 ※ただし、3年度目以降に保険料を追納する場合、当時の保険料に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。
4分の3免除	受給資格期間に参入され、年金額は8分の5で計算されます。 注(2)	
半額免除	受給資格期間に参入され、年金額は4分の3で計算されます。 注(3)	
4分の1免除	受給資格期間に参入され、年金額は8分の7で計算されます。 注(4)	
若年者納付猶予 ・学生納付特例	受給資格期間に参入されますが、年金額には反映されません。	
未納	年金額には反映しません。 未納の期間が多くなると受給できなくなることもあります。	2年以内 注(5)

※受給資格期間……老齢基礎年金を受給するためには、原則25年以上の期間が必要です。

※注(1)平成20年度分までは「3分の1」、注(2)平成20年度分までは「2分の1」、注(3)平成20年度分までは「3分の2」、注(4)平成20年度分までは「6分の5」。

※注(5)平成27年9月までに限り、手続きにより後納制度を利用すると過去10年分まで納めることができます。

- ◆平成25年度の免除・猶予の申請は、7月から保険年金課および各支所年金担当課で受け付けます。
- ◆免除・猶予となる期間は、7月から翌年6月までです。